

環境省告示第百号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第二十三号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十九において準用する同令第六条の二十四の七第一号及び第二号の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）及び石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年七月環境省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年七月二十七日

環境大臣 小池百合子

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物及び石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示

（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部改正）

第一条 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物」に改め、第二項第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号へ」を「令第二条の四第五号へ」に改め、「。次号において同じ」を削り、同項第二号中「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）」を「令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物」に改める。

（石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部改正）

第二条 石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年七月環境省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イを次のように改める。

イ 規則第十二条の七第十三項第一号、第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号の規定の例によること。

第三条第二号ニ及びホを削り、同号へを同号ニとし、同号ト及びチを削り、同号リを同号ホとし、同号又及びビルを削る。

第四条中「前条」を「前条第一号」に改める。

第五条第一号を次のように改める。

一 規則第十二条の二第十三項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定の例によること。

第五条第三号及び第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を削る。

第十一条を第十二条とする。

第十条第二号イ中「第三条第二号二（第四条においてその規定の例によることとされる場合を含む。）」を「第三条第二号イ又は第六条第一号の規定によりその例によることとされた規則第十二条の七第十三項第四号」に改め、同号イ(3)中「第三条第二号二本文」を「第三条第二号イ又は第六条第一号の規定によりその例によることとされた規則第十二条の七第十三項第四号本文」に改め、同号口中「第三条第二号ホ及びル(3)（第四条においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）」を「第三条第二号イ又は第六条第一号の規定によりその例によることとされた規則第十二条の七第十三項第五号及び第十一号ハ」に改め、同号二中「第三条第二号チ（第四条においてその規定の例によることとされる場合を含む。）」を「第三条第二号イ又は第六条第一号の規定によりその例によることとされた規則第十二条の七第十三項第八号」に改め、同号二を同号八とし、同号ホ中「第三条第二号ル(4)（第四条においてその規定の例によることとされる場合を含む。）」を「第三条第二号イ又は第六条第一号の規定によりその例によることとされた規則第

十二条の七第十三項第十一号ニ」に改め、同号ホを同号ニとし、同号に次のように加える。

ホ 第三条第二号ニ又は第六条第四号の規定による試験に関する次に掲げる事項

- (1) 当該試験に係る試料を採取した位置
- (2) 当該試験に係る試料を採取した年月日
- (3) 当該試験の結果の得られた年月日
- (4) 当該試験の結果

第十条を第十一条とする。

第九条第一号口中「次条第二号イからハまで及び」を「次条第二号イ、ロ及びホ並びに」に改め、同号ハ中「次条第二号ニ及びホ」を「次条第二号ハ及びニ」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条を削り、第五条の次に次の二条を加える。

(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準)

第六条 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次のとおりとする。

一 規則第十二条の七第十三項第一号、第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号

の規定の例によること。

二 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。

三 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

四 無害化処理生成物が第一条に規定する基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録すること。

五 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、無害化処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。

(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準)

第七条 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第二号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次のとおりとする。

一 規則第十二条の二第十三項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定の例によること。

二 次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。

イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で溶融

することができものであること。

ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことが出来るものであること。

ハ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することが出来る設備その他の必要な設備が設けられていること。

三 無害化処理生成物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。